

知らないと 困ってしまう 相続の手続。

いざ始めると、数多くの手続が必要になる相続。
スムーズに行うためのアドバイスやフォローなら
「りそな」におまかせください。



相続に必要な手続が
よくわからない

相続人が遠くに住んでいるので
手続に時間がかかりそう…

遺産分割後の資産運用や
有効活用などについて
アドバイスをしてほしい

忙しくて手続が
できないのですが…

遺産をどのように分けたら
よいのかわからない…

そこで

りそなの**遺産整理業務**が相続手続をお手伝い。

りそなの**遺産整理業務**は2つのメニュー。詳しくは店頭まで

オススメ 相続手続代行サービス

相続手続はすべておまかせ

例えばこんなことも

- 遺産の調査・収集と相続財産目録の作成
- 遺産分割手続についてのご説明
- 相続税等諸税の納付代行^(※1) など

- 公正な第三者の「りそな」が相続財産目録を作成するので、トラブルの発生リスクを抑えられます。
- 対象となる財産の額に応じて所定の手数料を申し受けます。

(※1)ご依頼により、税務申告する税理士をご紹介します。

手続を限定 相続手続安心パック

相続税申告の必要がない お客さま向け

- » 事前に遺産分割方法を決めていただくことで不動産の名義変更、預貯金等の解約をスピーディーに行います
- » 遺産の調査・収集を行わない、手数料を抑えたプランです

※不動産や金融機関の数に応じた定額手数料です
(財産の内容や件数には制限があります)

※審査によりお申込みの意に添えない場合がございます。遺産整理業務について、詳しくはパンフレットあるいは店頭にてお問合せください。

りそな銀行 信託代理店



● 相続手続の流れ

りそなの遺産整理業務

相続手続代行サービス …… 代
相続手続安心パック …… 安

① 相続手続に関する事前のご相談

相談
無料

代 安

② 遺産整理委任契約

※相続人の方々全員とご契約

代 安

(税理士のご紹介)

※ご依頼により税務申告を行う税理士をご紹介
(個別の税務相談は税理士等の専門家にご相談ください)

③ 遺産の調査・収集と相続財産目録の作成

代

④ 遺産分割手続についてのご説明

※遺産分割協議は相続人全員で実施

代

⑤ 遺産分割手続の実施

代 安

⑥ 相続税等諸税の納付代行

代

⑦ 遺産整理業務終了のご報告

代 安

相続の開始 (被相続人のご逝去により開始されます)

※お客様の遺産内容等により、お手続等は異なり、時期は変動します。

財産に関する相続手続

財産以外に関する諸手続

遺言書の有無の確認 法定相続人の確定

ご逝去後7日以内に
市区町村へ死亡届提出

遺言書あり

遺言書なし

遺言書の検認

- ・自筆証書遺言
- ・秘密証書遺言

- ・生命保険金等の請求
- ・年金受給の停止
- ・遺族年金・寡婦年金等の請求
- ・公共料金等の契約者変更
- ・クレジットカード等の退会

相続財産の調査

相続の承認・放棄

単純承認以外は家庭裁判所へ

遺産分割協議

遺産分割協議書の作成

準確定申告 所得税納付

相続財産の分割手続

- ・不動産の相続登記の実施
- ・預貯金、有価証券などの名義変更

遺言書の指定に
基づく分割

遺産分割協議書に
基づく分割

相続税の申告・納付

相続の終了

3
カ
月
以
内

4
カ
月
以
内

10
カ
月
以
内

みなと銀行では、りそな銀行の信託代理店として「りそなの遺産整理業務」をお取扱いしています。
みなと銀行は、信託業務(併営業務)の契約の締結の媒介を行います。

「りそなの遺産整理業務」の手数料(税込)

※詳細についてはパンフレットをご覧ください

(2021年6月1日現在)

相続手続代行サービス 代 次の(1)の金額または(2)の金額のいずれか大きい金額

(1) 遺産整理対象財産の財産額^{(*)1}に以下の割合を乗じて計算した額の合計金額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① りそなグループ各銀行のお預り資産 ^{(*)2} | 0.33% |
| ② 上記①を除くその他の財産については | |
| 5千万円以下の部分 …… | 2.20% |
| 5千万円超1億円以下の部分 …… | 1.65% |
| 1億円超3億円以下の部分 …… | 1.10% |
| 3億円超の部分 …… | 0.55% |

(*)1 財産額は、債務差引前、各種特例の適用前の価額とします。

(*)2 りそなグループ各銀行のお預り資産とは、りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行、みなと銀行にお預入れの預金、信託、投資信託、国債等をいいます。

(*)3 不動産や金融機関の数に応じて異なります。

(2) 最低報酬額 1,100,000円

相続手続安心パック 安 …… 550,000円から814,000円^{(*)3}

【上記以外にお客さまにご負担いただく費用(ご参考)】

●戸籍謄本等、法定相続情報一覧図の写し、固定資産評価証明書、不動産登記簿謄本等の取得費用
司法書士報酬、相続税申告等に要する税理士報酬 ●預貯金等の残高証明書等の発行手数料 など

●不動産相続登記に係る登録免許税、